

第 89 号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 11 月 30 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負契約の専決
処分について

小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負契約については、特に
緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年10月27日

府中市長 高 野 律 雄

小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負契約

次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

市立小・中学校33校における情報通信ネットワーク環境を整備するため

2 契約の方法

特命随意契約による契約

3 契約金額

370,402,983円

4 契約の相手方

東京都立川市錦町二丁目4番6号

NECフィールディング株式会社 西東京支店

支店長 木村 聡之

5 工期

契約確定の日の翌日から令和3年3月12日まで

6 支出科目

令和2年度 一般会計 教育費 教育指導費